

議案第二十七号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成三年三月十一日

三朝町長 安田真一郎

平成三年三月十日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第六十二条中「百分の一・五」を「百分の一・四」に改め、ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成三年四月一日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第二条 改正後の三朝町税条例第六十二条の規定は、平成三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。